

◆貯水槽水道設置者の皆さまへ

マンションやビル、病院などの高層建築物に設置されている「小規模貯水槽水道」（受水槽の規模 10 m³以下）、「簡易専用水道」（同 10 m³超）の設置者は、年 1 回の清掃実施や法定検査の受検などが義務付けられています。水道法に基づく適正な管理をお願いします。

●設置者の管理義務

	頻 度	内 容
水槽の清掃	年 1 回	・管理者自ら、もしくは専門の清掃業者に委託して実施
施設の点検	必要に応じ随時	・水槽に亀裂はないか、水槽が汚水等で汚染されていないか、水槽内に異物が混入していないかなどを点検し、欠陥をすみやかに改善
水質の管理	毎日 1 回	・給水栓（蛇口）における水の色・濁り・臭い・味などを日々確認し、異常があれば、すみやかに水質検査を実施。供給する水が、人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に知らせるとともに、宗像地区事務組合施設課に連絡し、指示を受ける
法定検査	年 1 回	・記録書類を整備し、法定検査を受検

●検査機関（厚生労働省大臣指定北部九州区域検査機関）

施設検査

（財）日本環境衛生センター西日本支局 TEL 092（593）8230

（財）北九州生活科学センター TEL 093（881）8282

水質検査

（財）日本環境衛生センター西日本支局 TEL 092（593）8230

（財）北九州生活科学センター TEL 093（881）8282

（財）九州環境管理協会 TEL 092（662）0410

※清掃・検査等実施の際は、宗像地区事務組合水道管理センターにご連絡をお願いします。

■問い合わせ先 宗像地区事務組合水道管理センター 電話（62）0975